

## 令和2年(2020年)10月開所の施設における利用定員の協議について

### 1 趣旨

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第31条第1項及び第43条第1項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたいで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議において意見聴取することが、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項に定められており、今回、令和2年(2020年)10月から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うもの。

### 2 対象

キンダークリッペ 西鎌倉

#### (1) 事業者情報

- ・事業者：学校法人西鎌倉学園
- ・代表：後藤 光葉
- ・法人所在地：神奈川県鎌倉市西鎌倉二丁目17番1号

#### (2) 施設情報

- ・施設長：後藤 光葉
- ・所在地：神奈川県鎌倉市西鎌倉二丁目17番1号
- ・開所予定日：令和2年(2020年)10月1日
- ・認可定員12人

(内訳)

0歳	1歳	2歳	合計
0人	6人	6人	12人

※認可定員の設定に当たっては、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を設定している。

引き続き保育士の募集を行い、令和3年度からは、1歳児8人、2歳児11人の計19人定員になる予定。

### ウ 利用定員

認可定員と同じく12人定員の設定。内訳は認可定員と同じ。